

町田市民病院ホルマリン対策安全キャビネット修繕仕様書

1. 適用

本仕様書は、「町田市民病院ホルマリン対策安全キャビネット修繕」に適用する。

2. 契約の目的

この契約は、委託者の「町田市民病院ホルマリン対策安全キャビネット修繕」を、受託者に委託し、病理細胞診標本作製工程において、特定化学物質障害予防規則および有機溶剤中毒予防規則の対策のため局所排気装置を設置し、バランスの取れた給排気を行い作業環境の向上を目的とするものである。

3. 履行場所

町田市旭町2丁目15番41号 町田市民病院

4. 履行期限

契約確定日から2019年12月27日

5. 修繕概要

- (1) 既存キャビネット、給排気ファンおよびダクトを撤去する。
- (2) 新規固定作業流し台を設置する。
- (3) 新規ホルマリン希釈混合装置を設置する。
- (4) 給気（外気）ファンおよびダクトを設置する。
- (5) 排気ファンおよびダクトを設置する。
- (6) ダクト設置に伴い、解剖室と車路側の壁に開口を設ける。
- (7) 給気は解剖室直近車路の地上部から給気する。
- (8) 排気ダクトは解剖室から排気ダクトシャフト内で立ち上げ、3Fの排気ガラリ付近で開放する。
- (9) 排気ダクトは耐食性を考慮して塩ビコーティングダクトを使用する。
- (10) 排気ファンは塩ビファンを採用し、車路天井部に設置する。
- (11) 送風機用等電源部に関する切り替え電気配線を行う。

6. 修繕内容

- (1) 既設キャビネット等を撤去する。
- (2) 新設機器（参考）

新規水平層流排気フード付撮影固定作業流し台1台を設置する。

外形寸法 W3100mm×D800mm×H2100mm

排 水：40A/F L+100（PVC）

給 水：20A/F L+100（バルブ止め）

給 湯：20A/F L+100（バルブ止め）

電 源：AC100V 15A（天井壁コンセントロック付）

排気口：CH-100 必要排気風量 785CMH×2 機内圧損 80Pa

排気口：CH-100 必要排気風量 600CMH 機内圧損 50Pa

- 1) 室内空調及び人の動きの影響を受けにくい三方囲いの局所排気装置で、特定化学物質障害予防規則に対応した装置であること。
- 2) 作業面及び水槽内部は清掃及びメンテナンスを考慮した吸気口のない構造であること。また水が溜められる構造であること。
- 3) 排気口を機器内部上面に持ち、排水・ホルマリン固定液等が排気管に流れ込まない構造であること。
- 4) 主要材質は、ステンレス製 SUS304 相当以上の耐久性及び耐蝕性を有する材質であること。
- 5) フード内にサプライエアーを供給する機能を有し竜巻現象を利用した水平層流機構にて排気する構造であること。
- 6) フード内上部に照明は作業面で 2500 lux 以上の照度を確保できること。
- 7) 作業開口面を W2900mm×H600mm 程度確保できること。
- 8) 水槽の大きさは幅 900mm±10mm×奥行 500mm±10mm×深さ 250mm±10mm 程度であること。
- 9) 切出し用に幅 300mm±10mm×奥行 500mm±10mm×厚さ 20mm±2mm 程度の天板が装備されること。
- 10) 槽の奥側に耐ホルマリンのコックが 2 個付いた多目的機能を有するホルマリン固定槽が 2 槽あり、槽の大きさは W400mm±10mm×D370mm±10mm×H360mm±10mm 程度であること。
- 11) 脚部は強度のある SUS304 の 40±5mm×40mm±5mm 以上の角材であること。
- 12) 各槽底部に直径 180mm 以上の取り外し式ごみ受けが有り、貯水、通常排水、ホルマリン排水を切替ることができる 3 方向ボールバルブを有すること。
- 13) 槽背面に取り外し式スリットを用いたオーバーフローを有すること。
- 14) フットスイッチ操作式の電動昇降式カメラスタンドを有すること。
- 15) 透過光BOXを有すること。
- 16) オプチカルトレイを有すること。

(3) ホルマリン送液回収装置 1 台を設置する。

外形寸法：W500mm×D750mm×H1700mm

排水：φ40

給水：φ20

給湯：φ20

電源：AC100V 15A

- 1) 主要材質は、ステンレス製 SUS304 相当以上の耐久性及び耐蝕性を有する材質であること。
- 2) ホルマリン希釈液の貯蔵タンク容量は 100ℓ 以上あること。
- 3) カラー液晶画面はタッチパネル式であること。

- 4) 市販の希釈済みホルマリンを自動で貯蔵タンクに自動送液できること。
- 5) タッチパネル操作により、貯蔵タンク内のホルマリンの任意の量を水平層流排気フード付撮影固定作業流し台の各固定槽へ定量送液できること。
- 6) 固定槽から出る廃液をホルマリン送液回収装置に自動送液し、計量、記録ができること。
- 7) ホルマリン管理のため各扉に鍵を有すること。
- 8) 肺固定用タンクにタッチパネル操作にて定量送液ができること。

(4) 施工および各材料

項目	仕様	数量	単位
レントゲン撮影	W18 壁排気2カ所 給気2カ所 予備計6カ所	1	式
ダイヤモンドコア抜き	200φ	5	カ所
給気用スパイラルダクト	亜鉛鉄板 200φ	5	m
排気用塩ビコーティング スパイラルダクト	350φ	30	m
	200φ	6	m
	150φ	3	m
継手接合材		1	式
指示金具		1	式
排気ガラリ	VHS -400×450	4	個
VC	225φ SG225C	1	個
	200φ FD付 SG200CBDSP	2	個
風量調整ダンパー	VD350φ (FRP製、機器付属品)	1	個
防火ダンパー	FD200φ	2	個
	FD150φ	1	個
OAボックス	400×400×300H	2	個
VHS (フィルター付)	300×300	2	個
キャンバス継手	450φ×350φ	2	カ所
既設EAダクト切り離し撤去	400×450×5m	1	式
	225φ	1	式
新設ダクト工事器具取付		1	式
解剖室天井解体	約4㎡前後	1	式
解剖室天井復旧	約4㎡前後	1	式
電源工事費		1	式
タイマースイッチ取付	オムロン タイムスイッチ	1	式
取合い器具類取外し再取付	既設器具類	1	式
流し台給排水接続		1	式
仮設足場		1	式
運搬雑費		1	式
消耗品雑材料		1	式

7. 施工条件

- (1) 作業日程および作業詳細については担当職員と調整すること。
- (2) 作業日は原則土日とするが、担当職員の承認があった場合は平日及び時間外の作業を認める。
- (3) 施設の性質上、作業中に騒音や振動の発生する作業等が制約される事があるため、事前に担当職員と打ち合わせを行い実施すること。
- (4) 現場の安全管理並びに施設利用者への安全については十分に注意して作業を行うこと。
- (5) 本修繕中は、必要な養生を行い、建物等に損害を与える恐れのある場合は保護養生の措置を講じなければならない。
- (6) 試運転調整等は担当職員立ち合いのもと実施すること。

8. 一般事項

- (1) 更新する機器は全て新品とし日本工業規格（JIS）等に定められているものはこれらの規格品を使用すること。
- (2) 調達対象物品の搬入、設置及び旧物品の廃棄処分に関しては、すべて受注者が行い、産業廃棄物管理票により適正処理を行うこと。
- (3) 本修繕は仕様書によるほか、その他関係法規に基づき実施すること。
- (4) 本修繕の保証期間は、引き渡し日より1年間とし、故障等が発生した場合は受注者の負担にて、速やかに処置すること。
- (5) この仕様書に定めのない事項については、担当職員と協議すること。

9. 特記事項

- (1) 本修繕の機械設置（局所排気装置）については、労働基準監督署へ事前に届出を行うこと。また、そのほか諸手続き等が生じた場合は、すべて受注者がこれを代行すること。
- (2) 作業に関しては、町田市民病院の施設管理・運営業務の受託者と十分協議を行い、連携を図った上で作業を行うこと。

10. 提出書類

- (1) しゅん工図2部
 - 1) 完成図
 - 2) 工場試験成績書
- (2) 報告書
新設品等及び施工前・施工中・施工後を撮影し、ファイルに綴じて提出する。
なお、A4版縦、写真はカラーサービス版とする。
- (3) 産業廃棄物管理票 1式
- (4) その他、発注者の指示がある場合は、データによる提出を行うこと。

11. 車両の使用

契約の履行に当たって自動車を利用し、又は利用させる場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成12年東京都条例第215号)の規定に基づき、次の事項を遵守すること。

- (1) ディーゼル車規制に適合する自動車であること。
- (2) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(平成4年法律第70号)の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。
- (3) 低公害・低燃費な自動車利用に努めること。なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証(車検証)、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。

12. 安全対策等

本契約を実施するにあたり関係法令を順守し、施設及び第三者に損害を及ぼさないよう安全性の確保に十分留意し、損害を及ぼした場合の一切の費用等は受注者の責任において速やかに対処すること。

13. 軽微な変更

作業に大きな影響のない軽微な変更は、担当職員と協議のうえ実施する。

14. 試運転および運転指導

本装置の据付完了後、工期内に試運転および運転確認を実施する。試運転については、担当職員立会のもと行う。

15. 保証

本修繕の保証期間は、正式引き渡し日より1年間とする。引き渡し日より1年を生じた故障等は請負者の負担にて、速やかに処置することとする。

16. 支払業務

支払については、完了報告書を提出し、検査の合格後に請求に基づき支払をする。

17. 定めのない事項

本仕様に明記されていない事項であっても、その性質上当然に当契約に必要なものは全て請負者の負担で実施すること。

18. その他

本仕様書に定めのない事項については、必要に応じて双方協議の上実施する。